

国税庁が平成28事務年度の法人税・法人消費税等の調査事績の概要を公表しました。そこから抜粋した事項を紹介致します。

法人税調査事績

法人税については9万7千件実地調査を行い、そのうち非違があった法人は7万2千件あり、申告漏れ所得金額は8,267億円、追徴税額は1,732億円ありました。申告漏れ所得金額は減少していますが、不正所得金額、追徴税額は共に増加しています。

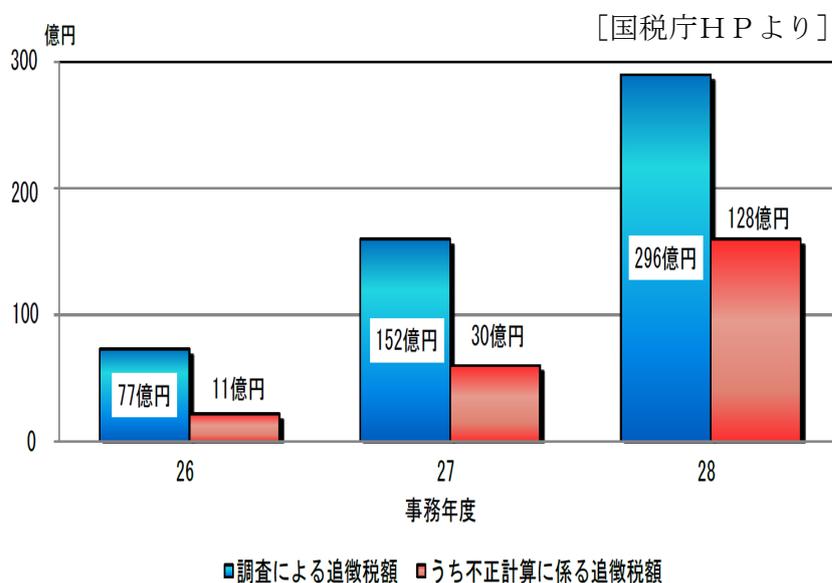
法人消費税調査事績

法人消費税については9万3千件実地調査を行い、そのうち非違があった法人は5万5千件あり、その追徴税額は785億円にもなり、前年比139%と増加傾向にあります。また、消費税還付申告法人については以下のような調査を行っております。

消費税還付法人に対する調査

消費税還付申告法人6,867件に対し実地調査を行い、内3,954件に非違があり、不正計算や調査による追徴税額が合計296億円もありました。

虚偽申告を行い、不正に還付金を得るといった事案が多く見受けられ、右記のグラフとみると、大幅に増加しているのがわかります。厳格かつ重点的に実地調査を行うなど、不正防止を強化しています。



海外取引等に係る調査等の状況

海外取引法人1万4千件に実地調査を行い、この内非違があったものは3千3百件、申告漏れ所得金額は2,366億円もありました。

グローバル化が進展し、海外取引を行っている法人が増えており、それに伴い海外の売上を除外し不正に計算する事案が増えています。そのため、租税条約等に基づいた情報交換制度を積極的に活用するなどして調査を行い対策を行っています。